

東京都児童福祉審議会 第9回専門部会
(児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて)
議事録

1 日時 平成24年9月5日(水) 18時42分~19時35分

2 場所 第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6

3 議事

東京都児童福祉審議会提言(案)について

4 出席委員

松原部会長、磯谷委員、今田委員、高田委員、武藤委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 第8回専門部会における主な御意見と提言の反映箇所

資料3 東京都児童福祉審議会提言(案)

参考資料1 東京都児童福祉審議会提言(骨子)【第8回部会資料2】

参考資料2 近年における東京都児童福祉審議会提言(意見具申)一覧

○西尾家庭支援課長 それでは、皆さんおそろいで始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中、また、急な開催にもかかわらず御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

初めに、委員の出欠状況でございます。本日は、犬塚委員、柏女委員、中板委員、網野委員から御欠席の御連絡をいただいております。その他の委員の皆様方におきましては御出席をいただいておりますので、定足数に達していることを御報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので、御確認をお願いいたします。

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿。

資料2 第8回専門部会における主な御意見と提言の反映箇所。

資料3 東京都児童福祉審議会提言(案)、これが今回のメインの資料でございます。

参考資料といたしまして、前回の提言骨子。

参考資料2といたしまして、これまでの児童福祉審議会の提言の名称一覧を載せてございます。

また、本日の議事録は、後日、東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願ひいたします。

この後の進行は、松原部会長にお願いをいたします。

○松原部会長 それでは、早速、第9回の東京都児童福祉審議会専門部会を開催いたします。

議事に入ってまいります。先週の部会で骨子の形で提言案を示していただいて、それに基づいてさまざまな御意見をいただきました。今日は、これに基づいて事務局で肉づけ、文章化し

たものを提言案として資料3で示していただいております。これに基づいて審議をしたいと思いますが、冒頭、中身に入る前にちょっとお諮りしたいことがあります。資料3の一番表のところで、前回ばたばたしている間に、サブタイトルとメインタイトルがどうもうまく区分できなくて、今、この状態ですと「児童虐待」で途切れていて、「一地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けてー」ということで、この「諸機関」を入れるということは、前回、委員の中からの御提案があってこういうふうにしましたが、このままにしてしまいますと、児童虐待をするためにとでも読み取ってもおかしくないような日本語になってしまいますので、ここを修文しなければなりません。

それで、参考資料2は、今までの提言で、結構長いですかね。まず、皆さん方のアイデアをいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○武藤委員 何か案とかあるのですか。

○松原部会長 事務局からちょっと。

○西尾家庭支援課長 事務局の方で1つ案がございまして、非常にオーソドックスな名称なのですけれども、「虐待から子どもたちを守るために」ということで、「児童虐待」のところを「虐待から子どもたちを守るために」といたしまして、「一地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けてー」というようなことを案として挙げさせていただきます。

○松原部会長 これはいかがでしょうか。やはり虐待の予防のことも書き込んであるのですけれども、なかなか発生ゼロというのは非現実的なので、「虐待から子どもを守る」というふうに言うと、虐待はあるものだという前提にはなってしまうのですけれども、現実的にはそうなので、これでもやむを得ないかというか、本来は守る前に虐待がなくなってしまえばいいのですけれども、なかなかそういうきませんので、これでよろしいですか。

どうぞ。

○磯谷委員 メインのタイトルの方はとてもオーソドックス過ぎて特徴が余りないような気もいたしますけれども、サブタイトルの方でこの趣旨が明確になっているので、私はこれでいいのではないかと思います。

○松原部会長 それでは、中に新たな施策というか提言なんかないわけではないので、でも、どこかに「新たな」と入れるほどでもないか。「さらなる」なのでしょうね。

○西尾家庭支援課長 かなり従前の取り組みもありますので。

○松原部会長 ほかに御意見がなければこれで行きたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○松原部会長 それでは、表題はこれにすることにいたしまして、では、中身の説明を、非常にボリュームがありますので、焦点化してお願いをいたします。

○西尾家庭支援課長 それでは、資料3が前回の骨子を文章化したものでございますが、ただ、提言のところは前回の骨子を膨らませたものでございまして、趣旨は変わっておりません。ただ、前回、いろいろ御意見をいただいておりまして、その反映箇所を御説明させていただたいと思います。

資料2でございます。まず、左側のところに「前回意見」ということでありますけれども、武藤委員の方から、保育所でもいろいろ子育て支援サービスをやっているので、そういった取り組みについての情報を記載してはどうかというところでございまして、ここに反映箇所がございまして、11ページのところで、区市町村では、子どもと親が集う「子育てひろば」や、

この後の「保育所が地域の子育て家庭を対象にして行う育児講座や育児相談のほか」というところで、ここを特出して反映しております。これが1点でございます。

それから、松原部会長の方から、児童相談所のところで、児童福祉司が何件ぐらい案件を抱えているかと、継続指導のところでございますけれども、これにつきましては、16ページのところでございますが、この箱の中の後ろから3行目のところですけれども、「100件に及んでおり」の後でございますけれども、「定期的に家庭訪問が必要な在宅指導ケースをみると、児童相談所全体で當時1,500件程度、1人の児童福祉司当たり約10件」と、これは時点でしか見られないので「當時」という言い方にしていますけれども、10件を持っているという記述にしてございます。

それから、下のところ、磯谷委員からは、要対協をきちんと使えるように、どういう情報が共有できるかなど、基本ルールの徹底について記載した方がよいということでございまして、これは18ページのところで、区市町村においては、情報提供に係る基本ルールの周知を徹底するとともに、要保護児童対策地域協議会において支援を行っていく際の情報共有や、関係諸機関との支援の役割分担の仕組みなどについて改めて周知を行うべきであるということで、つなぎのところを少し具体化いたしまして反映しております。

それから、下のところ、網野委員でございますけれども、子育てひろばや保育所については、母子保健のところだけでなく、育児不安群への支援のところでも触れるべきということで、ここは19ページのところで、子育てひろばや一時預かり、保育所など、こういった支援サービスを担う職員が、子育てに不安を抱く御家庭を把握した際は、おのおののサービス提供を通じて保護者に寄り添い、孤立させないよう支援に努めるべきであるという記述で反映しております。

それから、オレンジリボンキャンペーンのところで武藤委員から御意見をいただきしております、区市町村も今、行っているということで、ここは、「都は、区市町村とも一層連携し」ということで、今もやっているけれども、これからもしっかりとやっていくのだという意味合いで反映しております。

次のページでございます。網野委員から、子育て家庭を孤立させないためには、地域の住民が子育て家庭の気持ちに寄り添うことが大切であり、そういう視点で広報を行うことをもっと盛り込むべきとの御意見でございます。これにつきましては、2行目から参りますと、「日頃から、地域全体で子育て家庭を見守り、どの家庭も安心して子育てができる社会をつくることが重要である。都は、イベントの開催や広報を通じて、キャンペーンの趣旨」云々ということで、具体化してこれを進めていくのだという記述しております。

それから、もう一つ下のところで、教育機関との連携について、要対協との関連で、もっと記載できないかという網野委員の御意見でございますけれども、これにつきましては、骨子でもございましたけれども、福祉部門と教育部門が共同で事務局を担う例もあり、こうした事例を参考に、他機関との連携を強化していくべき。ここのところで反映ということで御理解をいただければと思います。

それから、子ども家庭支援センター相互間の連携についてでございます。磯谷委員からいただいておりますが、これにつきましては、「共有ガイドライン」の項目で、転居したケースにおける子ども家庭支援センター間の連携などについても明確化する必要がある。ガイドラインの中身の中の2行を使いまして、こういう記述を落としてございます。

それから、もう一つ、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携がうまくいかないときに、調整役のようなものは考えられないかという御意見でございます。これにつきましては、なかなか調整そのものを担うのは難しいのですが、このような仕組みはできないかということで落としております。児童相談所と子ども家庭支援センターが双方にかかるケースのうち、特に対応が困難なケースについては、中央児童相談所機能を有する児童相談センターも参加して事例検討会を開催し、専門課長のスーパーバイズなどにより、解決の糸口をつかむことも必要であるということで、これは自主的にここで調整ができるのではないかという仕掛けでござります。

それから、高田委員からは、都と区市町村で共有した情報について、これは、本当はネットワーク等も使いながら有効活用できないかということでございますが、これにつきましては、事例の蓄積ということで落とさせていただいております。これらの事例は、連携対応の実践事例として蓄積し、児童相談所と子ども家庭支援センターの合同研修の中で、ケーススタディーの素材として活用することも有効ということで、このような記述で反映させていただいております。

犬塚委員からは、発見だけでなく、子どものケアが重要なのだという、その点、医療機関の積極的な関与を求めるべきではないかという御指摘でございますけれども、これにつきましては、児童相談所などが支援をしている、虐待を受け、心のケアが必要な子どもや、精神的な課題を抱えた保護者等への対応には、医療機関との一層の協力体制が必要であり、都として必要な情報提供や協力の働きかけを行う必要がある。この部分を提言に反映しております。

スクールソーシャルワーカーの必要性につきまして、武藤委員から御意見をいただいております。もっと強調すべきではないかというところでございますけれども、ここは、機能をより具体的に記述をしてございます。教育・福祉分野の専門的な知識・技術を併せ持つスクールソーシャルワーカーについては、虐待ケースの対応において、教育、福祉両分野の視点から課題を整理し、調整機能を発揮するなど橋渡し役として重要なことから、全区市町村での設置が望ましいというところで、この辺の機能を具体的に書き込んでございます。

次のページでございますけれども、これも武藤委員からいただいたおりまして、研修とは別に、メンタルヘルスのところを書けないかという御意見でございまして、これは、ちょっとここだけでは舌足らずなので、資料3の26ページの提言1の〇の5番目、「特に2年目・3年目の職員に多いバーンアウトを防ぐため、OBの活用も図りながら、現場実態に即した育成を行う」。このOBが、今回、OJTで活躍してもらうというところで、ここにメンタルヘルスの部分を一部担ってもらう。そのほか、「自分自身でメンタル面の振り返りを行う研修も有効」、これは書いてございましたが、この後、「また、産業医の活用」、これも今は活用してございますが、産業医の活用に加えて、今回、保健師、今は3つの児相に設置しておりますが、今後拡大を図ろうとしている保健師による「職員へのメンタルヘルス教育を行うなど、職員支援を充実すべき」ということで、保健師の活用を記載してございます。

それから、次の御意見で、児童福祉司の増員について記載できないかということでございます。28ページのところ、これは箱の中の下から2段目です。「今後も引き続き」、骨子では「体制強化を検討すべき」でしたが、「増員を図るなど」ということで、増員という言葉を入れてございます。

「おわりに」のところでございますけれども、社会的養護の現場の受け皿の方は今後の

課題であり、この点に触れてほしいという武藤委員の御意見でございまして、これにつきましては、29ページの「おわりに」の一番下のところで触れてございます。今後、一時保護や児童養護施設、里親等での子どもたちへのケアや生活環境、家庭復帰、自立への支援など、社会的養護における支援の全体像について、子どもと家庭の状況や社会環境の変化を踏まえた現状分析とあり方の検討を要望するものであるということで、「おわりに」のところで反映をしております。

最後、ここには記述はございませんが、松原部会長から、取り組みのところで、新しいものと継続して行うべきものといろいろあるのではないかということで、そこの強弱をつけられればという御意見でございまして、これにつきましては、今回、今のバージョンでは反映が間に合わなかつたのですが、1つ方向性として考えておりますのが、これとは別に、今日は御用意していないのですが、当然、概要ペーパーをつくろうと考えておりますし、その中の強弱をつけさせてもらうのと、プラスして本文のところで、下線部なり太字なりで強調する部分というのを反映できればと思っておりますので、これはまたこの後、皆様に御確認をいただこうと考えております。今日のところは、済みません、反映が間に合っておりません。

内容については、この変更箇所のところでよろしいですか。

○松原部会長 それでは、後で全体について、今日は今田委員も御出席いただいているので、新たなコメントもいただきたいと思います。

まず、先週、部会に出ていただいた委員で、それぞれの反映の仕様がここで書かれておりますが、このことについて御意見を伺いたいと思います。

私の2番目なのですが、これは書きようだと思うのだけれども、最後の「1人の児童福祉司当たり約10件」になってしまふと、やけに軽くなってしまうのですね。これプラス、新規対応でアセスメントをやっているわけですね。ここで新たな数字を出す必要はないのですが、日本語の問題として、前後を入れかえるとか、10件と新規対応が年間何件とか、総体としてどのくらい児童福祉司の方が忙しいのかということを出していただけると。実は、死亡事例の検証委員会のヒアリングでも、この間、現場の施設の方から、児相の福祉司の方は非常に忙しいという御指摘があつて、今回の私のもう一つのところに生かしていただいたのですが、ぜひ児童福祉司さんを増やしてほしいというお話をいただいているので、非常に忙しいということをうまく読み取れるような文章にしていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○磯谷委員 訂正をいろいろしていただきまして、ありがとうございます。書いていただいた部分については、こんなところで大体反映していただいたかと思っています。

ただ、子ども家庭支援センターの横の連携について、ここでは転居のときなどの連携ということで、ある意味、限定をしていただいているように思うのですけれども、私の申し上げた趣旨というのは、そこにとどまらずに、子ども家庭支援センター相互の刺激し合うといいますか、こういう取り組みをやっているのだということが横で見てわかるとか、要するに、横同士がもうちょっとしっかりとしっかり資質向上という意味でも刺激し合えないかなというふうに思っていて、そういうことというのは、それは子ども家庭支援センターが自分たちでやればいいではないかと言わればそれまでなのですけれども、そのあたりを東京都の方で何か仕掛けをつくるということができないか。例えば、今やっていらっしゃるのかもしれませんけれども、定期的に何か懇談とか交遊とか、これは実力差が余りに大きいですね。だから、そのあたりを少し、あそこ

はこんなことをやっているのかとか、うちでもこれはできるのではないかということを思ってもらえないかということで、少し仕掛けをつくってもらえるとありがたいなというふうに思つておりました。

○西尾家庭支援課長 御意見いただいたのは大切な部分だと思っておりまして、かつてセンター長さんを集めて、話し合いという形で、研修形式でやったこともございますので、そういう工夫を東京都がさせていただくというのは十分ここで反映できるところで考えていきたいと思います。

○松原部会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○高田委員 質問というか素朴な疑問なのですけれども、バーンアウト対策のところで、産業医の活用に加えて、医療連携専門員（保健師）による職員へのメンタルヘルス教育というところがあるのですけれども、一般の企業だと、メンタルヘルスケアというと、産業カウンセラーとか臨床心理士みたいなものがすごくイメージされて、保健師さんもそういうことをするのだみたいないmageがあったのですけれども、ここは保健師さんも臨床心理士の方と同じようなお仕事でメンタルヘルスケアをされるということなのですか。

○西尾家庭支援課長 確かに心理面での深いカウンセリングというところは難しいと思いますが、健康面での、もうちょっと身体も含めたところの相談に乗る。職員として児相に常駐しているというところが強みなので、その視点からいろいろアドバイスができるのではないかと考えております。本当は臨床心理士が専門的にやるというところの体制だと思いますが、今の体制ではなかなか難しいというのが現状でございます。

○高田委員 ありがとうございます。

○松原部会長 保健の分野の方から何かコメントはありますか。あるいは、稻葉さん、何か。児相は大丈夫ですか。

○稻葉児童相談センター次長 今は余り活用できていないのかもしれないのですけれども、産業医という関連でいえば、専門相談員さんが厚生室にいるので、その方は恐らく心理職なのかなと思いますので、それは一般的に職員が活用できるという意味で、決して児相専用ではございませんが、局の担当の方がいらっしゃるので、そこを活用するのは可能なのかなとは思います。

○松原部会長 もっと素朴な疑問で申しわけないですけれども、児相に心理職というのはいますね、児童心理司という名前がつくのだけれども。

○西尾家庭支援課長 かなり多忙でして、多分、御自身が。

○松原部会長 わかりました。

私の最後の提言の対応については、下線部を引いていただくので結構なのですが、もうちょっとわかりやすく、よく国がやるように新規の「■」とつけて、本文のページの〇のところに「■」と入れてみると、継続の「■」を入れてみると、より見やすいかなという技術的な話です。

前回の御意見への対応ということは、この程度でよろしいですか。

では、今田委員も加わっていただいて、もう一回読み直していただいて、今度は文章になつておりますので、全体の御意見を伺いたいと思います。

冒頭、私、1点だけ。29ページの「おわりに」というところで、4つ目の〇で、「着実に進めていくよう要請する」というのは、そのとおりなのですけれども、よくこういう提言という

のは出すと出しつ放しになってしまふので、実現進捗状況を児童福祉審議会の方に、例えば1年後とか、年数を切らなくてもいいですけれども、報告してほしいというのは入れたいのですが、どうですか。

○西尾家庭支援課長 それは十分可能だと思います。

○松原部会長 ぜひお願ひします。

どうぞ。

○武藤委員 全く同じ意見なのですが、今日、例えば、10年ぐらい前からの児童福祉審議会の提言がこれだけ出されているという一覧表がありますね。これなどを見ると、こういう提言を出したことが本当に現実的にどう実現化して、それがどう功を奏したのかどうかとか、そういう検証をしないと、提言で出したことが、今回もそうなのですけれども、さらなる強化だとか、充実だとか、検討だとか、そういう言葉で結んでいるのですけれども、実際、これをどれだけ政策化したり、現場でどれだけ実践するかということがとても大事だと思うのです。そういう点でいくと、東京都の児童福祉審議会等々で提言したことが、1年ごとだとか3年ごと等にそれを点検する作業を確実にしないと、事この虐待問題というのは、どこだけをやればいいということではないので、総合的に取り組まないと虐待というのはなかなか減らないし、対応できないということになりますので、そういう意味からすると、今回提言を出したことの振り返りをするというような文章をぜひ書いて、そちらに座っている行政の方々もこちらのメンバーも、ずっと10年後にいるかどうかというのはわからないし、2年ぐらいでかわっていくわけですね。そういう意味からすると、あとはバトンタッチをして、次の人たちがそれをちゃんと検証するという作業をしていくべきなのではないかと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○松原部会長 内容について、ほかにいかがでしょうか。ざっと見ていただきながらで結構です。

○磯谷委員 いずれも大きな問題というわけではないのですけれども、提言との、つまり第3章との兼ね合いで、その前のところのいろいろな問題の指摘について若干、もう少し書いてもいいのかなと。ただ、これでだめだという趣旨ではないのですけれども、ちょっと御指摘したいと思います。

まず1つは、12ページから13ページにかけて要対協について書かれている部分ですけれども、先ほど提言のところで、やはり情報の共有について、もともと要対協というのは個人情報の共有というのを円滑にするための仕掛けなわけですが、それが必ずしも十分に機能していない、こういう情報は共有していいのかということがいまだに言われているわけです。それを意識して提言の方では、情報の共有等について、具体的な言葉はちょっとすぐに出できませんでしたけれども、これが、たしか私のあれで入れていただいたところでしたか。

○西尾家庭支援課長 いただいたところは、18ページです。

○磯谷委員 そうですね、18ページの下のところですね。だから、これは母子保健のところで書いていただいたか。要するに、情報の共有について、まだ十分に活用しきれていないところが、要対協の中の記述で出てくるといいなと思ったのです。母子保健のところでどこかに出ているのでしょうか。

○西尾家庭支援課長 そうしましたら、要対協の方にも情報の共有のところは少し書き足す形で考えたいと思います。

○磯谷委員 そうかもしれませんね。いずれにしても、要対協が、こういう制度がせっかく設け

られたのだけれども、まだ個人情報の共有が十分にされていないという指摘もあるというところを現状のところで書いていただいて、それで提言のところで、その周知徹底でしたか、先ほど母子保健のところで書いていただいたみたいな感じで触れていただくといいかなと思います。

○西尾家庭支援課長 13ページの上から3つ目の〇のところに個別ケース検討会議の御指摘があるので、ここのことでも情報の共有化がまだちょっとという、それを受けた提言のところでも少し書ければと思います。

○磯谷委員 結構だと思います。

それから、2点目は、先ほど松原部会長もおっしゃったところですが、16ページのあたりで、児童相談所の、特に児童福祉司さんの人数が足りないというところをもっと強調するということですけれども、これはちょっと書きにくいかもしれません、犬塚先生が御指摘されていて、私自身も経験があるのですけれども、とにかく児童福祉司さんは連絡がとれないというのが結構あります、1件2件の話ではないです。書きにくいかもしれませんけれども、例えば、虐待の初期対応に追われてどうのこうのという中で、連絡がとりづらいという声もあるとか、それを書いたらまずいかな。別にその言葉にこだわるわけではないのですけれども、趣旨としては、とにかく、やはり足りていなくて、まだ回っていないのだということを強調したいというのが本音のところです。

それから、3つ目は、17ページの子ども家庭支援センターですけれども、ここは都の機関ではないというところもありまして、さらりと書いていただいているのだと思うのですが、これも大きい問題としては、先ほども指摘した力量の差が非常に大きいというところは、逆に児相の立場からよく聞くところなのですね。そのあたり、子ども家庭支援センターについて、余り問題の指摘みたいなものはなくて、最後の職員の体制についてちらりと触れているぐらいなのですけれども、やはり地域で児童福祉司の、特に強制的な権限はないけれども、児童福祉司の最前線でその役割を担っていただくという、それにはまだ発展途上といいますか、まだ十分ではないのだろうというところですので、こちら辺も非常に書きにくいのだとは思うのですけれども、そうすると、後で提言のところを見ても、やはり必要であるという視点で提言が読めるのではないかとも思いますので、少し何か強調するなり、書き足すなりしていただけるとありがたいと思います。

○西尾家庭支援課長 それはちょっと考えてみたいと思います。

○松原部会長 それぞれの実力というか、力に均質性がないというか、格差があるみたいなことは書いてもいいかもしれません。すべてがダメだとは書けないですから。しっかりやっていらっしゃるところもあるので。

○西尾家庭支援課長 これは提言とは別なのですけれども、いろいろ力量差とか温度差があるというのは、肌感覚でわかるのですけれども、ここを数値化してデータ化してとか、その辺のところがなかなか見えにくくて、逆にその辺の指標が何かあればいいなと、これは提言とはちょっと離れたところなのですけれども、それはそれとして、この記述については少し考えていきたいと思っております。

○磯谷委員 まさに、行政の方でお書きになるということだと、データは何なのだとかという話になるでしょうけれども、逆にいえば、委員を集めているというのは、生でいろいろやっているというところをむしろ取り入れるという趣旨だと思うので、何か必ず裏データがないといけ

ないというよりは、犬塚先生は犬塚先生の御経験、私自身もそうですしという、そういうところで書けるのではないかと思います。

○松原部会長 部会の中でそういう意見があったという書きぶりなら書けるかなと。

ほかはいいですか。

○磯谷委員 私は結構です。

○松原部会長 ほかの委員の方はいかがですか。

どうぞ、お願ひします。

○今田委員 今の磯谷先生のお話に関連するのですけれども、やはり人数が少ないということをとにかく強調していただきたいというのが現場の感覚なのです。連絡がつかないこともたびたびありますし、連絡がついたからといって、即、こちらはかなり緊急性を持っているという認識なのだけれども、その認識がなかなか伝わってこないこともあります。それはひとえに、やはり動き回っているから余裕がないのだろうという形にとらえています。

もう一つは、児相内での問題の共有というのが必ずしもなされていないということで、担当がいないと全く話にならないというケースもたびたび経験いたします。とにかく、この16ページでしょうか、先ほど松原部会長がおっしゃったように、10件というのが、何となくこんなものという感じがどうとしてもしまいますので、もっといい数字がないのかなという気がいたします。恐らく福祉司さんの負担というのは、数字で出てくるとこんな感じになってきますけれども、もっともっと大きいものがあるのではないかと思います。

もう一つは、子家センと児相との連携というのが、大方のケースでは、恐らくうまくいっているのだろうというふうに想像しているのですけれども、やはり経験するケースでも、これはなかなかうまくいかないケースで、平行線をたどって決着を見られないというケースがありましたので、ここでこういうふうな書きぶりにしていただけるのは非常にありがたいなという現場からのインプレッションを持っております。

ただ、これは実際問題として、児相センターの専門課長が入ってということになりますが、誰がどういう形でオーガナイズするのか、コントロールするのかというのがよくわからないのですけれども、そういったときに、どこにオファーして、どういった形で、誰ができるのかということは見えてこないなという気がいたします。

以上でございます。

○松原部会長 これは、ケース会議ということですから、要対協の推進機関である各区市町村の各担当課というふうに考えていいのですかね。

○西尾家庭支援課長 要請ですか。

○松原部会長 はい。

○西尾家庭支援課長 児童相談所側からでもいいですし、子ども家庭支援センターさんからいただいてもいいのではないかと思うのです。事例検討会という形なので、なかなか直接的に調整はできなくても、事例検討会でちょっと引いた形で専門課長なりが助言をすることでかなり調整の担保がとれるのではないかとは考えています。そういう意味では、もうちょっと、そんなに垣根を高くせずに手を挙げられるような形が何かできないかとは思います。

○松原部会長 では、双方いずれかの要請によりとか、ちょっと日本語を補いますか。

今田委員、よろしいですか。

○今田委員 はい、結構です。

○松原部会長 ほかはよろしいですか。

では、骨子から非常に短期日で文章化していただきましたので、「てにをは」等でひょっとしたら我々が気がついていないところもあるかと思いますので、そういう部分も含めまして、今日いただいた意見をもとに修正をして、来週11日が本委員会になります。最終的な文案につきましては、部会長一任ということでおよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○松原部会長 それでは、そうさせていただきます。

では、事務局から今後のスケジュールについてお願ひします。

○西尾家庭支援課長 ありがとうございます。本日いただいた御意見を事務局で反映いたしまして、最終案を部会長に確認していただきます。最終案が確定いたしましたら、審議会全体の委員の皆様に事前送付してお目通しをいただいた後、9月11日の本審議会で御審議をいただきまして、最終的な提言をいただくという流れでございます。

今回の御意見を反映して最終版としては、できれば今週の金曜日あたりを目途に作業を進めさせていただきたいと思っておりますので、頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

この1年間、皆様方に審議会、専門部会としていろいろ御審議をいただきまして、本当にありがとうございます。最後に桃原の方から一言お礼を申し上げます。

○桃原少子社会対策部長 改めまして、委員の皆様方には、本当にどうもありがとうございますということで御礼を申し上げたいと存じます。

この1年間、児童虐待の対応のさらなる強化ということで、非常に現場の中でさまざまな問題を抱えているものを相当多方面から御意見、御議論をいただきまして、現段階で求められる、そういう意味では相当網羅した提言がおかげさまでまとまったというふうに考えております。

一部の先生の方から、若干地味というか、目玉が少し見えづらいというような御指摘もちらりとあります。逆に申し上げますと、こういうある種地味というか、今までいろいろ取り組んできたものを、さらに見直しをして一つ一つを解きほぐして改善をするということこそ、ここにも書いてありますが、地域と関係機関がより連携して児童虐待の対応力を強化すると。ある種、なかなか近道がないというか、地道な努力をいま一度進めていくことが重要であるということが改めて明らかになったのではないか。

そういう意味では、私どもがこれまで取り組んできたこと自体については、一定の御評価をいただいたというふうには考えているところですが、一方で、今回、相当網羅的に御審議いただきまして、改めて私どもの行ってきたところを全体的な整理ができたというか、マップが1つできたのかなというふうに思っております。

そういう意味で、これは地味な取組の集合体ではございますが、一つ一つをすべてきちんとやっていくということについて申し上げますと、今、体制の話も御指摘がございましたけれども、少子社会対策部、児童相談所を含めて、また関係の部局、我が局の中の例えは保健の担当であるかと、そういうところも今まで以上に巻き込んだ形で、都庁の中の全庁的にいろいろな関係部局と調整する、また、区市町村ともこれまで以上に連携を強めていくということが非常に必要だということを痛感させられたということで、これからもこれを実践するということでおざいますので、それが実は非常に大変なところではございますけれども、これをまた進めていく中で、いろいろ御意見等を賜れれば幸いと存じます。

結びのところにもございましたとおり、まだ予定は立ててございませんけれども、これはある種、児童虐待の受けとめと、それをみんなでどういうふうに方針を決めるかというところまでが今回行ったところでございますけれども、そういった受けとめて対応方針を決めた家庭、もしくは子供、親、こういった人たちをどのようにケアしていくかということについては、社会的養護を中心といたしまして、国の方でも一定の議論がございましたので、東京都として現場サイドの動きもいま一度、今回と同じような形になろうかと思いますけれども、全体をひも解きまして、今の行っている施策の見直しと今後の進め方について議論を進めていければと考えておりますので、ぜひ今後とも御審議につきまして、大変御多忙の中とは存じますけれども、御協力を賜れればというふうに存じております。

重ね重ねになりますけれども、今回このような提言がまとまりましたことにつきまして、厚く御礼申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○松原部会長 それでは、今日の第9回の専門部会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。